

社会実装参画による 多摩イノベーション創出事業

大学・研究機関等の
研究成果を用いた
製品・技術の
共同開発を支援します

社会実装参画による 多摩イノベーション 創出事業とは？

都内中小企業の次世代産業等への参入や先端技術開発の促進のため、
大学・研究機関等の研究成果を用いた製品・技術の共同開発を支援します



大学・研究機関等向けのメニュー及び利用要件

利用対象



共同開発先(都内中小企業)の探索を希望する大学・研究機関等
※大学発ベンチャーも含めます。

利用可能メニュー



共同開発先となる都内中小企業との **マッチング**

- 大学・研究機関等の製品開発ニーズに対して、共同開発先の候補となる都内中小企業を探索
- 一対一の面談会などを開催し、共同開発に向けた合意形成をサポート

利用のメリット



都内中小企業500社以上の技術情報が掲載された「技術アピールシート」をご提供。技術情報や設備・生産能力をもとにニーズに適合した共同開発先の選定が可能です
※マッチングを実施させていただく場合は時間を要しますので、お早めにお申し込みください。

利用要件



- 1 大学・研究機関等が自らの研究成果に基づいた製品の構想を有していること
- 2 開発製品の対象市場やユーザーが、社会課題や市場ニーズを基に想定されていること
- 3 中小企業に求める要素技術が明確であり、共同開発契約又は相当契約を締結予定であること

中小企業向けのメニュー及び利用要件

利用対象



共同開発先(大学・研究機関等)が決まっている都内中小企業(※)

※本事業のマッチング支援経路が否かは問いません。
※中小企業からの要望による大学等とのマッチングは承っておりません。

利用可能メニュー



専門家派遣 と **助成金** で共同開発をサポート

- 事業計画のブラッシュアップや知財・契約・デザインなど、企業の希望に応じて専門家による無料のアドバイス支援を実施
- 共同開発の経費を助成(利用限度額5,000万円、助成率2/3以内)

利用のメリット



費用負担を抑えたい一方で、先端技術分野への参入や新たな技術の獲得を目指すことが可能です。開発アイデアを実効性の高い事業計画に落とし込むための伴走支援を受けられます

利用要件



- 1 特定の大学・研究機関等と研究成果に基づく製品・技術の共同開発について合意していること
- 2 中小企業の既存開発の延長ではない(新事業展開、新市場参入に該当する)こと
- 3 大学・研究機関等と共同開発契約またはそれに相当する契約を締結済または締結予定であること

?

「大学・研究機関等」
とは?

大学、研究機関、高等専門学校、大学発ベンチャー企業、社会実装を推進する事業会社など

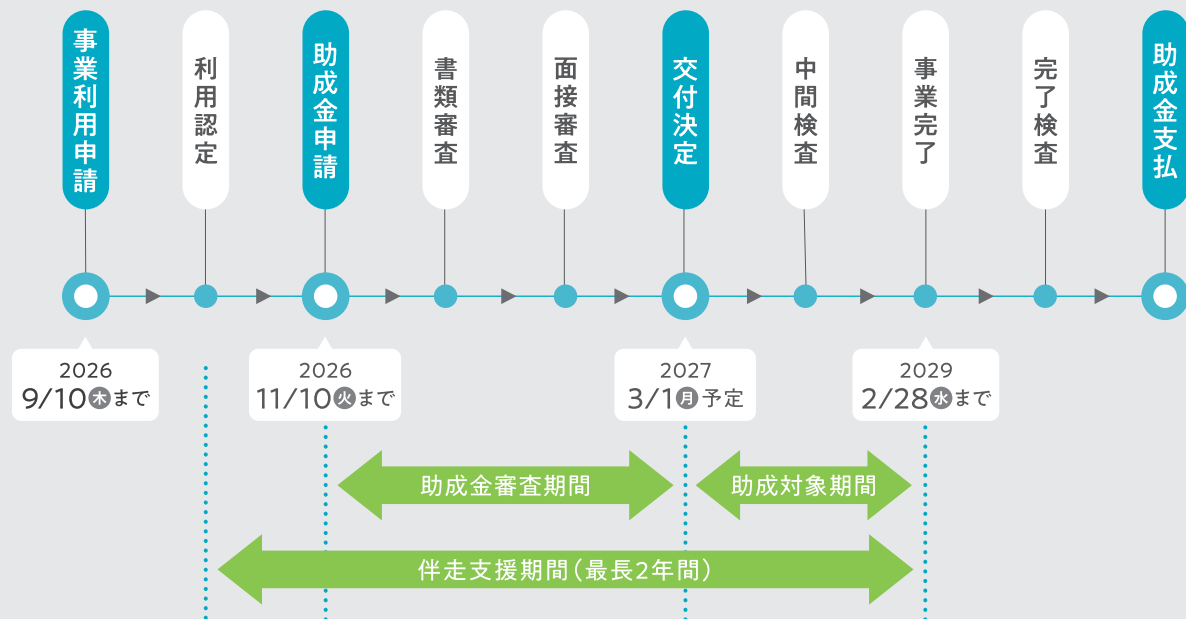
「大学発ベンチャー企業」とは、社会実装の起点となる研究開発を実施していた研究者等が関与(所属、顧問契約の締結等)し、かつ次の①～③のいずれかを満たす企業です

- ① 大学の研究成果に基づく技術や特許等を事業化する目的で設立された企業
- ② 大学の研究成果に基づく技術移転を受けた企業
- ③ 大学からの出資や大学関係者の役員就任等の関係がある企業

助成金の内容

助成対象	大学・研究機関等の研究成果にもとづく製品化に向けた共同開発や実証実験等
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大学・研究機関等と共同開発を実施する都内中小企業 ■ 都内中小企業と共同開発を実施する都内の大学発ベンチャー企業 <p>※ 大学や研究機関による申請はできません。共同開発先の都内中小企業または都内の大学発ベンチャー企業が申請してください。</p> <p>※ 大学・研究機関等も現地調査や面接審査への出席が必要となります。</p>
助成対象期間	令和9年3月1日から最長2年間(予定)
助成率	助成対象と認められる経費の2/3以内
助成限度額	5,000万円
助成対象経費	原材料・副資材費、機械装置・工具器具費、委託・外注費(専門家指導費、規格等認証・登録費を含む)、直接人件費、産業財産権出願・導入費、不動産賃貸費(実証実験等)
申請期限	令和8年11月10日(火) ※申請は電子申請にて受け付けます。詳細は助成金募集要項をご確認ください。
申請方法	助成金の申請手続きにつきましては、本事業における共同開発先として決定した企業に対して別途ご案内いたします

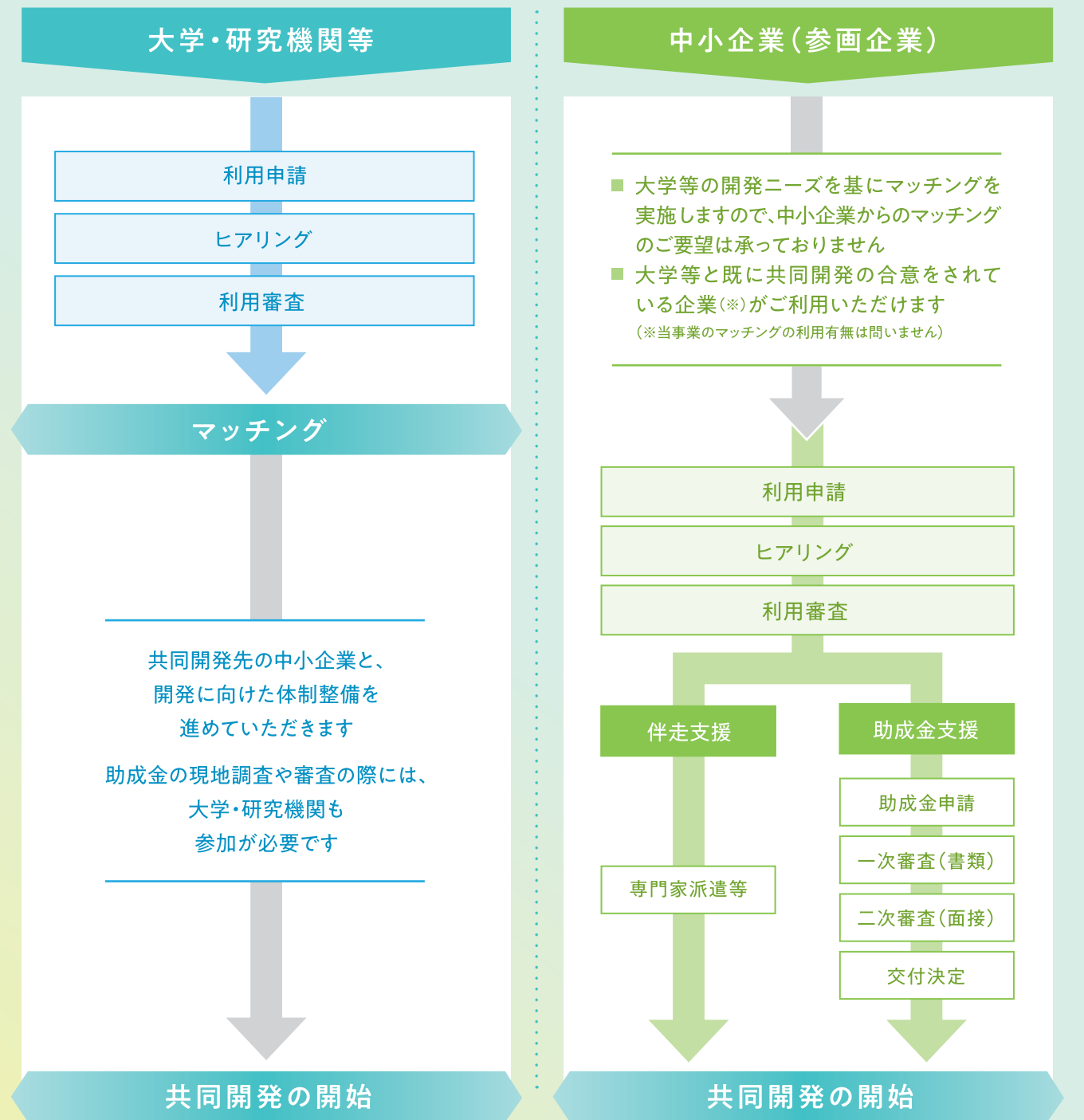
助成金申請スケジュール



※助成金申請にあたっては9/10(木)までに事業の利用を申請し、その後利用認定の通知を受けていること。

支援の流れ

マッチングが不要な(既に大学等と中小企業が共同開発に合意している)場合は、中小企業側から当事業の利用申請をしてください。(大学発ベンチャーについては、中小企業との合意の有無に関わらず、大学発ベンチャーから申請)



ご利用方法

ご利用を検討の際は、下記URLをご覧頂くか、事務局までお問い合わせください

▶ お問い合わせ先

社会実装参画による多摩イノベーション創出事業 担当

TEL | 042-500-3901

Mail | tama-jisso@tokyo-kosha.or.jp

▶ ホームページ

社会実装参画による多摩イノベーション創出事業

検索

URL: <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/syakai-jissou/index.html>

